

2026年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 早川 純午
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃から住民のいのちとくらしを守り、福祉の向上にご尽力いただきありがとうございます。
愛知自治体キャラバンは、46年間継続的に住民要求を取りまとめ要請書を提出し懇談を行い、多くの県民の願いを実現して参りました。

住民要求の高まりの中、国の制度として2026年4月からの公立小学校給食の無償化、2027年4月から国保・子どもの均等割保険料が18歳まで5割軽減されました。また、自治体のご努力下、子ども医療費無料制度、加齢性難聴者への補聴器購入助成、介護保険制度の改善や住宅改修・福祉用具の受領委任払い、「要介護者の障害者控除の認定書発行」の拡大、任意予防接種や妊産婦健診事業などの諸施策を改善することができました。関係者のみなさまのご理解とご協力に感謝いたします。

さて、深刻な物価高騰の中、さらに、介護・医療の保険料と利用料・患者負担が重く、また、地域医療も崩壊の危機に直面し、介護保険は「保険あって介護なし」の危険が高まっています。

つきましては、「いのち・くらし・社会保障」の拡充を最優先に、制度の改善に向け、以下の陳情項目の実施に、前向きなご回答をお願いいたします。また、訪問の折には、自治体のご意見ご要望について率直な意見交換を期待しております。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障

★(1) 介護保険料・利用料など

① 介護保険の次年度繰越金や介護給付費準備基金を活用して、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、所得段階320万円未満の中間層や低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

【介護福祉課】A：必要に応じて検討していきます。全額免除は行いません。

② 収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

【介護福祉課】A：現行のとおりとします。

③ 介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【介護福祉課】A：法令どおり行っていきます。

- ④介護保険施設への独自支援、介護付き有料老人ホーム、認知症グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。
【介護福祉課】A：現行のとおりとします。

(2)介護保険サービス

- ①要支援1・2の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス(「現行相当サービス」)が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください。

【介護福祉課】A：法令どおり行っています。

- ★②どの地域に住んでいても利用者が全国一律のサービスを受けられるよう「特定地域サービス」および「特定地域居宅サービス等事業」の制度を採用しないでください。

【介護福祉課】A：法令どおり行っています。

- ③福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

【介護福祉課】A：法令どおり行っています。

★(3)訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備

- ①介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対して自治体の独自財源による財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。

【介護福祉課】A：法令どおり行っています。

- ②特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。

【介護福祉課】A：待機者解消に向けて、令和4年6月に地域密着型特別養護老人ホーム及びグループホームを開設しています。今後は、必要に応じて検討していきます。

- ③要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望に沿うようにしてください。

【介護福祉課】A：法令どおり行っています。

★(4)介護人材確保

- ①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

【介護福祉課】A：国や県の取組の周知徹底を図ります。

- ②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。

【介護福祉課】A：法令どおり行っています。

- ③8時間以上の長時間労働を是正してください。

【介護福祉課】A：法令どおり行っています。

- ④夜勤体制についての実態調査を実施してください。

【介護福祉課】A：法令どおり行っています。

★(5)高齢者福祉施策の充実

- ①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施するとともに助成内容を充実してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。

【介護福祉課】A：国の研究成果の動向を注視しながら検討していきます。

- ②買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。

【介護福祉課】A：必要に応じて検討していきます。

(6)認知症高齢者の福祉施策の充実

①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。

【介護福祉課】A：令和9年3月に策定を予定しています。

②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。

【介護福祉課】A：令和3年度より実施しています。

③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。

【介護福祉課】A：必要に応じて検討していきます。

(7)第10期介護保険事業計画の作成

①第10期介護保険事業計画の作成にあたっては、その調査内容と結果、策定委員会の傍聴、議事録の公開など審議内容について住民に広く公開するとともに、その意見を積極的に住民から聞く機会を設けてください。

【介護福祉課】A：パブリックコメントを実施する予定です。

②作成にあたっては要介護認定の比率が高まる75歳、80歳以上の人口の推移を反映し、居宅サービスも施設サービスも必要十分な量・質を自治体の責任で確保してください。

【介護福祉課】A：国、県と情報共有をしながらサービス提供をしていきます。

★(8)障害者控除の認定

①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上を税法上の障害者控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

【介護福祉課】A：障害高齢者自立度 A 以上の方は、障害者控除の対象になります。また、毎年1月に対象となる方に認定証を一斉送付しています。

2. 国保の改善

★(1)保険料(税)の引き下げ

①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

【保険医療課】A：愛知県の示す国保運営方針に基づき、計画的に対応していきます。

②前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。

【保険医療課】A：基金や剰余金について、適切に活用します。

★(2)保険料(税)の減免制度

①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

【保険医療課】A：現行どおりとします。

②18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

【保険医療課】A：現行どおりとします。

③収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1,000万円以下、当年所得減少割合を10分の8以下および減免割合を改善してください。

【保険医療課】A：現行どおりとします。

★(3)保険料(税)滞納者への対応

①保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を強いる制裁措置を行わないでください。

【保険医療課】A：現行どおりとします。

②保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分

の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。

【税務課】A：地方税法第 15 条の7の規定に基づき、滞納処分の停止の要件等に該当する場合には、滞納処分の停止を行い、納税義務消滅後は欠損処理を行います。

③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。

【税務課】A：差押えについては法令を遵守し、差押禁止額については、差押えをしません。

★(4)保険料(税)の統一への対応

①都道府県単位の保険料(税)統一に反対してください。

【保険医療課】A：県の方針に従います。

②保険料(税)および保険料(税)減免制度の検討にあたっては、都道府県単位の保険料(税)統一を前提としないでください。

【保険医療課】A：県の方針に従います。

(5)傷病手当金・出産手当金

①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。

【保険医療課】A：現行どおりとします。

(6)一部負担金の減免制度

①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

【保険医療課】A：現行どおりとします。

②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【保険医療課】A：現行どおりとします。

★(7)資格確認書の発行

①国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行してください。

【保険医療課】A：法令どおりとします。

3. 生活保護・生活困窮者支援

(1)生活保護制度

★①物価の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。

【介護福祉課】A：町独自では行いません。国や県の指導の下、適切に事務を進めていきます。

★②生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。

【介護福祉課】A：蟹江町は、福祉事務所未設置町村のため、県(海部福祉相談センター)が生活保護の実施をしています。町は一次的な窓口として相談を受け、生活保護が必要な方には、速やかに申請していただいています。

★③「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。

【介護福祉課】A：生活保護制度について、町公式ホームページ上で公開しています。相談についても、相談日、相談場所等を掲載し周知しています。

④住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居

宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居宅支援を充実させてください。
また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

【介護福祉課】A：国や県の指導の下、適切に事務を進めていきます。

⑤熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、すべての生活保護世帯に対して自治体としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。

【介護福祉課】A：国や県の指導の下、適切に事務を進めていきます。

⑥扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

【介護福祉課】A：国や県の指導の下、適切に事務を進めていきます。

⑦車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。

【介護福祉課】A：申請時点の車の保有の有無は、生活保護の要否判定に影響はしません。
車の使用についての判断は、県(海部福祉相談センター)が行っています。

★⑧ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準(標準)を守り、不足することのないよう増員してください。

【介護福祉課】A：ケースワーカー等は、県(海部福祉相談センター)の職員であり、採用や配置も県が実施しています。

⑨女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。

【介護福祉課】A：ケースワーカー等は、県(海部福祉相談センター)の職員であり、採用や配置も県が実施しています。

⑩ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

【介護福祉課】A：ケースワーカー等は、県(海部福祉相談センター)の職員であり、採用や配置も県が実施しています。

⑪就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。

【介護福祉課】A：就労支援員等は、県(海部福祉相談センター)の職員であり、採用や配置も県が実施しています。

⑫生活保護費が不当に削減された問題で、給付にあたってDV等で世帯を離脱した人の分まで元の世帯主へ給付せず、本人に渡るようにしてください。また、認知症や障害者に対して適切な案内を行ってください。

【介護福祉課】A：生活保護の給付についての判断は、県(海部福祉相談センター)が行っており、町は行っておりません。

(2)生活困窮者支援

①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してください。

【介護福祉課】A：蟹江町は、福祉事務所未設置町村のため、生活困窮者自立支援事業は、県(海部福祉相談センター)が実施します。町は一次的な窓口として相談を受け、相談者の状況に応じて、関係機関と連携しています。

②任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようしおりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。

【介護福祉課】A：生活困窮者自立支援事業について、町公式ホームページ上で公開しています。

町は一次的な窓口として相談を受け、相談者の状況に応じて、関係機関と連携しています。

- ③食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。

【介護福祉課】A：国や県の指導の下、適切に事務を進めていきます。

- ④熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、低所得世帯に対するエアコン購入助成事業を創設・拡充してください。

【介護福祉課】A：国や県の指導の下、適切に事務を進めていきます。

4. 福祉医療制度

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。また、入院時食事療養の標準負担額を助成対象としてください。

【保険医療課】A：縮小予定はありません。食事療養の標準負担額は現行通りとします。

- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。

【保険医療課】A：18歳年度末まで医療費無償化実施済みです。

- ★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している人の医療は、精神疾患に限定せず、すべての病気を対象にしてください。また、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。

【保険医療課】A：現行通りとします。

- ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

【保険医療課】A：現行通りとします。

- ★⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

【保険医療課】A：現行通りとします。

5. 子どもの権利保障

(1) 子どもの権利を守る施策の推進

- ①教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NP Oやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

【こども福祉課】A：現行どおりとします。

【教育課】A：学習支援として、外国にルーツをもつ児童生徒の夏休み宿題教室を実施しています。また、町内でこれらの取組を実施する団体との懇談する機会を持ち、どのような支援ができるのか具体案を練り、推進できればと考えています。

- ②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。

【こども家庭課】A：令和6年4月1日より設置しており、国のガイドラインに沿って適切に人員を配置しております。また、他市町村の動向も検討し、より良い体制が整備できるよう努めてまいります。

(2) 就学援助制度の拡充

- ①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

【教育課】A：現行のとおりとします。

- ②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

【教育課】A：現行のとおりとします。

- ③申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中でも申請

できることを周知徹底してください。

【教育課】A: 就学時健診及び入学説明会において制度を説明し、また広報及びホームページ等への掲載に加え、モバイル連絡網サービスを活用して、保護者への制度の周知に努めています。

★(3)義務教育無償化

①小中学校の給食費を無償にしてください。

【給食センター】A: 令和8年度においては、町立小学校は、公立学校給食費負担軽減補助金及び物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金の活用により無償としております。

なお、町立中学校についても、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金の活用により無償としております。

②教材費・修学旅行費・制服代など義務教育全体を無償にしてください。

【教育課】A: 現行のとおりとします。

★(4)就学前教育・保育施設等の給食について

①就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

【こども福祉課】A: 他自治体の動向を見極めながら、慎重に取り扱っていきます。

②就学前教育・保育施設等における給食の外部搬入を行わないでください。

【こども福祉課】A: 町の現状を見極めながら、慎重に取り扱っていきます。

★(5)子どもの権利を保障する保育の質の向上

①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1と、国が加算措置した1歳児5対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は、0・2歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図ってください。

【こども福祉課】A: 公立は、国の基準通りに配置しており、1歳児については、国の基準を上回る配置を行っております。また、その他のクラスの今後につきましては、慎重に取り扱っていきます。

②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。希望するすべての子どもが施設環境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してください。育児休業を取得した場合に保育施設を退園(育休退園)にしないでください。

【こども福祉課】A: 今後の保育需要を見据え、慎重に取り扱っていきます。

町立の蟹江保育所においては、令和9年度から乳幼児専門施設として運用を開始するため、施設を改修し、0, 1, 2歳児の受け入れの拡充を図ります。

また、育児休業時の退園については、0, 1歳児クラスは育休復帰の入所希望が多いため、保護者が育休を取得する場合は退園となりますが、2～5歳児クラスの児童については、継続して利用していただけます。

③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。

【こども福祉課】A: 今後も安全・安心な保育のために努めてまいります。また、監査時は、保育士も同席しております。

④こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)の対象施設から営利事業者を除外してください。また、事業を実施する施設には定期的に訪問し、保育内容や職員配置、安全管理等の実施状況を把握・検証するとともに、自治体の責任で必要な指導・援助を行ってください。あわせて、環境整備及び職員配置のための自治体独自補助を行ってください。

【こども福祉課】A: 本事業については、令和8年度から町立保育所で実施し、指導監督等については、課の職員で行う予定をしております。

6. 障害者・児施策

①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

【保険医療課】A：現行通りとします。

★②どんな障害のある人でも、24時間365日希望する地域で安心して生活できるようグループホームや入所施設等「くらしの場」を拡充してください。

【保険医療課】A：設立希望があればお伺いします。

1)自治体として具体的な計画をもってグループホームや入所施設の拡充をしてください。そのためにも待機者などの実態把握を適切に行ってください。

【保険医療課】A：設立希望があればお伺いします。待機者などについては、関係機関と連携し、実態把握に努めます。

2)グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助の増額などを行い、障害者年金で利用できるようにしてください。

【保険医療課】A：国・県の基準通りとします。

3)夜間職員の配置基準を夜間常時2名体制となるよう自治体独自の補助をしてください。

【保険医療課】A：国の基準通りとします。

★③どんな障害のある人でも、その人の願う地域での生活ができるように居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援など、ヘルパー事業所の拡充をしてください。

【保険医療課】A：設立希望があればお伺いします。

1)居宅介護等の支給時間数は、余暇利用を含め本人が必要とする時間を支給してください。

【保険医療課】A：国の基準通りとします。ただし個々の状況により個別に判断し支給量を決定しています。

2)住んでいる地域で受けられる支援に格差がないよう、自治体として具体的な居宅介護等の整備計画を策定してください。

【保険医療課】A：障害福祉計画に基づき、進めていきます。

3)移動支援の報酬単価を大幅に増額してください。

【保険医療課】A：現行通りとします。

④障害児やその家族が安心して、福祉施設とつながれるように、自治体として実態把握とともに、障害児施設の拡充をすすめてください。

【保険医療課】A：設立希望があればお伺いします。関係機関と連携し、実態把握に努めます。

1)保育園に通いたくても通えず、「待機児童」となっている障害児の人数把握をすすめ、地域で通える場所・体制の整備をすすめてください。

【保険医療課】A：設立希望があればお伺いします。関係課等と連携し、実態把握に努めます。

2)放課後等デイサービスや児童発達支援事業所、児童発達センターなどでの給食費については無償にしてください。

【保険医療課】A：現行通りとします。

3)「のぞまないセルフプラン」とならないよう、自治体として相談支援事業所の整備や相談支援専門員の増員をすすめ、障害児や家族が福祉制度につながっていけるよう支援してください。

【保険医療課】A：設立希望があればお伺いします。相談支援事業所等と連携しながら、対応していきます。

⑤家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起こらない支援体制をとってください。また、障害福祉施設等での虐待認定したケースの検証をし、虐待が起こらないような支援策を講じてください。

【保険医療課】A：権利擁護センター等関係機関と連携しながら、対応していきます。

⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

【保険医療課】A：現行通りとします。

7. 予防接種

★①高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンの定期接種の自己負担を無料にしてください。

【健康推進課】A：現行どおりとします。予防接種法及び定期接種実施要領に基づき、接種に係る費用の一部について自己負担金を設定するとともに、法に定められる「経済的理由により負担できない方」として、生活保護受給世帯について自己負担金を免除しています。

今後、国及び県下市町村の動向を見て適切な運用に努めます。

★②流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチンの2回接種、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、高齢者用肺炎球菌の2回目のワクチン、50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチン、高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンについて、自己負担無料の任意予防接種を設けてください。

【健康推進課】A：障がい者のインフルエンザワクチンについては、高齢者インフルエンザの中で、60～64歳で心臓・腎臓・呼吸器の機能に障害のある者、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能障害のある者(身体障害者手帳1級程度に相当する)を定期接種の対象として行っています。その他の予防接種については、現行どおりとし、国及び県下の市町村等の動向を見て対応します。

【こども家庭課】A：子どもインフルエンザ予防接種については、1回1,000円の助成制度を実施しております。その他の予防接種については、現行どおりとし、国の動向を見て対応します。

8. 健診・検診

★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

【こども家庭課】A：現行どおり1回の助成を事業します。健診以外の方法でも早期から支援を行っており、今後については、県下市町村等の動向を見て対応します。

★②5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。

【こども家庭課】A：平成21年度より研究事業として開始しましたが、平成26年度からは町単独事業として5歳児健診を実施しております。

③妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

【こども家庭課】A：令和6年度より妊婦に加え、産婦の歯科健診を開始しました。

④保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

【健康推進課】A：現在、正職員1名及び会計年度任用職員1名の複数配置となっています。今後も保健事業の状況や各専門職の必要性を考え検討していきます。

9. 地域の保健・医療

①公立病院の経営形態を維持してください。

【健康推進課】A：町内に公立病院はございませんが、地域医療については愛知県地域

医療構想に基づき、海部構想区域地域医療構想推進委員会に参画し、検討していきます。

- ②自治体独自の医師・看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施・拡充してください。

【健康推進課】A：愛知県地域医療構想に基づき、海部構想区域地域医療構想推進委員会に参画し、検討していきます。

【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

【議会事務局】意見書については、議会において対応するものと考えます。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。
- ②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。
- ④介護・福祉労働者の夜勤の労働環境を改善してください。
- ⑤介護・福祉労働者の処遇改善を確実に実施してください。
- ⑥加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。
- ⑦18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。
- ⑧中学校の給食費を無償にしてください。
- ⑨障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①国民健康保険への愛知県独自の財政措置を強化し、市町村が愛知県に納める納付金を引き下げてください。
- ②加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください。
- ③子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。
- ④学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。
- ⑤地域に必要な病床を確保してください。
- ⑥地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。

以上